

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年8月21日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇.〇〇.〇〇日の県車両（〇〇）（以下「本件車両」という。）に関する運転記録及び修理した関係書類一式（R2年6月11日請求書以後）現在まで」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年9月3日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「実施機関は、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」として、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年9月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和4年8月10日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類（本件車両）に関する事故修理等の関係書類を出せ！

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件請求において審査請求人が開示を求めている公文書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した本件車両と審査請求人運転の車両(〇〇)との接触事故により損傷した箇所の修理に要した経費に関する領収書及び伺い報告書のことであると特定した上で、当該公文書については、現に作成し、又は取得していないため、本件処分を行ったものである。
- (2) 当該事故により、本件車両は左後部ドア前部から左後部フェンダーにかけて損傷したが、当該事故の過失割合等について審査請求人との合意に至っておらず、調停及び裁判で係争中であったこと、また、本件車両は損傷箇所の修理を行わなくとも特段運行に支障はないことから、当該事故による損傷箇所の修理は行っていない。
- (3) 審査請求人は、「当該車両に関する事故修理等の本来あるべき書類を出せ」と主張しているが、調停及び裁判においては、見積書を基に損害賠償請求を行ったものであり、実施機関はこの件に関する文書を作成し、又は取得もしていない。
- (4) 以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、文書が不存在であるため、条例第7条第2号の規定により、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年8月10日	諮問
令和7年2月18日 第2部会(第20回)	審議
同 年 3 月 1 8 日 第2部会(第21回)	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した本件車両の運転記録及び審査請求人運転の車両との接触事故により損傷した箇所の修理に要した経費に関する領収書及び伺い報告書と特定して本件処分を行っている。

審査請求人は、当該車両に関する事故修理等の書類があると主張しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、本件車両は当該事故により、本件車両の左後部ドア前

部から左後部フェンダーにかけて損傷したが、損傷箇所の修理を行わなくとも特段運行に支障はないことから、修理は行っていないとのことである。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件車両の修理は行われていなかった。

以上により、本件公文書を作成、又は取得もしていないとする実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	